

理 由 説 明 書

令和 3 年 1 1 月 1 8 日

内 閣 府

令和 3 年 8 月 2 0 日付けで提起された内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）による開示決定処分（令和 3 年 6 月 2 1 日付け府人第 7 2 8 号。以下「原処分」という。）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考ええる。

記

1. 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

文書の不存在には、開示請求対象とされた文書自体は存在するが、当該文書が対象文書の要件を満たさないために不存在とされる「解釈上の不存在」と、「物理的不存在」があるところ、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、そのどちらなのか明確にする形で理由を付記する必要がある。

原処分の理由付記は「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。」とあるが、この文言からは当該文書が「行政文書」として存在しないという「解釈上の不存在」なのか、文書として「物理的不存在」なのかが判明できない。したがって、原処分は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「情報公開法」という。）法 9 第条第 2 項及び行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項に違反する。

以上より、原処分は違法であるから、情報公開・個人情報保護審査会において処分庁における文書の存在を調査した上で、原処分を取り消すことを求める。

2. 本件対象文書及び原処分について

処分庁においては、「2 0 2 0 年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書」との本件開示請求に

対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

3. 原処分の妥当性について

(1) 不開示情報該当性について

審査請求人は、当該文書が「行政文書」として存在しないという「解釈上の不存在」なのか、文書として「物理的不存在」なのかが判別できないため、原処分は、情報公開法第9条第2項及び行政手続法第8条第1項に違反すると主張する。

しかし、審査請求人に対しては、「行政文書不開示決定通知書」で「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とした」と明確に回答しており、情報公開法に基づき開示請求を行うことができるのは、行政機関が保有する行政文書であることから、当該理由は、十分かつ適法なものと考えている。また、処分庁においては、原処分を行うに当たり、対象文書に相当すると考えられる文書の探索を行っており、さらに本審査請求を受けて改めて執務室内を探索したが、本件請求文書に相当すると考えられる行政文書を保有しているとは認められなかった。

4. 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考えます。

以 上